

令和2年12月14日

保護者 様

川西市教育委員会

インフルエンザ及び溶連菌感染症罹患時の学校への届け出について

日頃は市立学校の教育活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

これまで、児童生徒が学校保健安全法で定められた学校感染症に罹患した場合、医療機関を受診し、「治癒証明書(意見書)」を学校に提出していただくこととしておりました。

インフルエンザについては、昨年度より、近隣市町においても、「治癒証明書(意見書)」の提出を求めない市町が多い状況にあること等から、「治癒証明書(意見書)」を廃止することといたしました。

このたび、インフルエンザに加え、溶連菌感染症についても、川西市医師会と協議の結果、「治癒証明書(意見書)」を廃止することといたしました。

しかしながら、学校での感染症拡大の防止及び出席簿上の「出席停止」の期間確定のため、「発症日」「受診日」「医療機関名」「休養期間(学校を休んだ期間)」等を正しく把握する必要があります。

つきましては、医療機関で受診し、インフルエンザ及び溶連菌感染症と診断をされた場合は、所定の用紙に保護者様でご記入いただき、学校に届け出ていただきますようお願いいたします。

届け出用紙は各学校にありますので、各自でご請求ください。また、右記 QR コードおよび川西市ホームページ(下記URL)から書式データをダウンロードできますのでご利用ください。

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/1006637/1006695/1006697.html>

この措置は令和2年12月15日より実施いたします。



※ インフルエンザ・溶連菌感染症以外の学校感染症から治癒し、再登校する場合には、これまでどおり、**医師が作成する治癒証明書(意見書)等の提出が必要です。**

【留守家庭児童育成クラブ在籍のお子さまの届け出提出先について】

- ・学校の授業がある日→学校へ提出してください。
- ・夏休み等の長期休業日→留守家庭児童育成クラブへ提出してください。
- ・土曜日や臨時休業日→まず留守家庭児童育成クラブへ提出してください。その日のうちに返却します。

登校日に改めて学校へ提出してください。